

岩手県告示第71号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営大川目地区土地改良事業に係る換地計画を定めるに当たり、次の土地を、これを従前の土地とする地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

平成21年1月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

地積を特に減じて換地を定める土地の所在等

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積	特に減じる地積
				㎡	㎡
久慈市大川目町第13地割	34番6	田	田	633	445
〃	68番8	〃	〃	500	349
久慈市大川目町第14地割	82番4	〃	〃	490	168
〃	83番3	〃	〃	504	397
〃	103番1	〃	〃	2540	198
〃	110番2	〃	〃	396	231
〃	115番5	〃	〃	344	161
久慈市大川目町第15地割	9番2	〃	〃	84	24
〃	10番1	〃	〃	398	75
〃	19番3	〃	〃	501	494
〃	26番2	〃	〃	509	363
〃	65番9	〃	〃	508	293
久慈市大川目町第16地割	60番3	〃	〃	508	82
久慈市大川目町第17地割	73番1	〃	〃	485	88
久慈市大川目町第18地割	27番1	〃	〃	3466	191